

## 公立大学法人県立広島大学設立準備委員会設置要綱

(設置)

**第 1 条** 公立大学法人県立広島大学（以下「法人」という。）の設立を円滑に進めるため、公立大学法人県立広島大学設立準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

(任務)

**第 2 条** 準備委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 法人の組織及び運営に関する事項
- (2) 法人の中期目標・中期計画・年度計画及び目標評価制度に関する事項
- (3) 法人の財務会計制度及び人事制度に関する事項
- (4) 法人の諸規程の整備に関する事項
- (5) その他法人の設立に関する重要事項

(組織)

**第 3 条** 準備委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 県立広島大学長
- (2) 県立広島大学副学長
- (3) 県立広島大学事務局長
- (4) 県民生活部長
- (5) 高等教育に関し識見を有する者のうちから知事が委嘱するもの

2 委員の任期は、平成 19 年 3 月 31 日までとする。

(委員長)

**第 4 条** 準備委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、県立広島大学長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、準備委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第 5 条** 準備委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長がこれを招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

**第6条** 準備委員会に、次表左欄のとおり専門部会を置き、それぞれ同表右欄に掲げる事項を検討する。

専門部会の名称	検討事項
法人経営部会	法人の組織・運営、目標評価制度、財務会計制度及び人事制度に関すること。
教育研究部会	教育、研究、地域貢献等に係る法人の中期目標、中期計画、年度計画等に関すること。

2 専門部会は、次に掲げる委員で組織する。

専門部会の名称	委員
法人経営部会	1 県立広島大学長 2 県立広島大学副学長 3 県立広島大学事務局長 4 県立広島大学の教職員及び県民生活部総務管理局の職員のうちから準備委員会の委員長が選任するもの
教育研究部会	1 県立広島大学長 2 県立広島大学副学長 3 県立広島大学の教職員及び県民生活部総務管理局の職員のうちから準備委員会の委員長が選任するもの

3 委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

4 専門部会に部会長を置く。

5 部会長は、県立広島大学長をもって充てる。

6 専門部会に、必要に応じワーキンググループを置くことができる。

7 第4条第3項及び第4項並びに第5条の規定は、専門部会について準用する。

(庶務)

**第7条** 準備委員会及び専門部会に関する庶務は、県民生活部総務管理局大学企画管理室において処理する。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、準備委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成18年4月25日から施行する。